

社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会役員等の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条及び第25条の規定に基づき、理事及び監事並びに評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員（常務理事）については、報酬、通勤手当、期末手当、退職手当を支給する。
- (2) 非常勤役員及び評議員については業務に応じた報酬を支給することとし、通勤手当、期末手当、退職手当は支給しない。

(報酬等の額)

第3条 役員等の報酬等の額は次のとおりとする。

- 2 常勤及び非常勤役員の報酬は別表1に定める額とする。
 - (1) 常勤役員の通勤手当は、本会給与規程第15条の規定に準ずる額とする。
 - (2) 常勤役員の期末手当は、本会給与規程第20条の規程に準ずる額とする。
 - (3) 常勤役員の退職手当は、別表2に定める算式により算出される額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は別表3に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第4条 会長に対する報酬等の支給時期は、毎月21日とする。ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、その前日までに支給する。

- 2 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による。
 - (1) 報酬 毎月21日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、その前日までに支給する）
 - (2) 期末手当 毎年6月及び12月とする。
 - (3) 退職手当 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後2ヶ月以内
- 3 会長以外の非常勤役員及び評議員に対する報酬等は、当該会議に出席した都度、支給する。

(報酬等の日割り計算)

第5条 会長又は常勤役員（以下「常勤役員等」という。）に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合の費用弁償の額は、本会旅費規程を適用し、支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、昭和47年5月15日から施行する。

2 理事、評議員並びに委員手当支給規程は廃止する。

附 則

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和61年4月30日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成3年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年3月23日から適用する。

附 則

この規程は、平成10年3月18日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則

- 1 県出向の役員の給与は、第3条の規定に関わらず、給料及び期末手当とし県在職時の給与を基礎において、その都度会長が決定する。
- 2 この規程は、平成11年3月17日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成17年1月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年6月26日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月27日から施行する。

別表1（常勤及び非常勤役員の報酬）

（1）理事（常勤役員等：会長、常務理事）

会長	月額 100,000円
常務理事	月額 480,000円

（2）会長以外の非常勤理事

理事会等会議への出席	日額 5,000円
その他法人業務のための出勤	日額 5,000円

（3）監事

監事監査への出席	日額 25,000円
理事会等会議への出席	日額 5,000円
その他法人業務のための出勤	日額 5,000円

別表2（常勤役員の退職手当算定式）

$$\text{最終報酬月額} \times \text{在任年数} \times 1.5$$

※在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

別表 3（評議員の報酬）

評議員会等会議への出席	日額	5, 0 0 0 円
その他法人業務のための出勤	日額	5, 0 0 0 円